

調査報告書【公表版】

令和7年7月25日

多賀城市立小学校名小学校いじめ調査委員会

第1 調査委員会の設置

1 調査委員会設置に至る経緯

本報告書は、多賀城市立[小学校名]小学校内でのいじめにより、当時2学年児童が不登校に至ったことが疑われる事案について、「多賀城市立[小学校名]小学校いじめ調査委員会」が調査を行った結果を報告するものである。

学校及び多賀城市教育委員会は、令和7年3月7日、本件がいじめ防止対策推進法第28条1項2号の重大事態に該当すると判断し、同法及び多賀城市いじめ防止基本方針Ⅱ、3（2）に基づき、学校が主体となって調査を行う「学校いじめ調査委員会」が設置された。

2 調査の目的

本調査委員会の目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いのある児童が欠席を余儀なくされている状態を解消し、学校復帰につなげること、今後の再発防止策に活かすことである。

3 調査委員会の構成

校長	[校長名]	教頭	[教頭名]	主幹教諭	[主幹教諭名]	
生徒指導主任	[生徒指導主任名]	学年主任	[学年主任名]	担任	[担任名]	
いじめ不登校担当	[いじめ不登校担当名]					
スクールカウンセラー	[スクールカウンセラー名]					
多賀城市教育委員会指導主事	[指導主事名]					

4 調査期間

令和7年3月12日（水）から3月31日（月）まで

5 調査方法

対象児童及び保護者への聴取、関係児童及び保護者への聴取、他の児童への聴取

第2 重大事態に関する事実関係

1 対象児童（いじめ重大事態発生当時）

（学校名）	多賀城市立[小学校名]小学校
（学年・学級・性別）	第2学年・[学級]・[性別]
（氏名）	[児童名]（以下Aとする）

2 いじめ事案の概要

(1) 認知日 令和7年3月7日(金)

(2) 関係児童(いじめ重大事態発生当時)

(学校名) 多賀城市立 小学校名 小学校
(学年・学級・性別) 第2学年・ 学級・ 性別
(氏名) 児童名 (以下Bとする)

(学校名) 多賀城市立 小学校名 小学校
(学年・学級・性別) 第2学年・ 学級・ 性別
(氏名) 児童名 (以下Cとする)

(学校名) 多賀城市立 小学校名 小学校
(学年・学級・性別) 第2学年・ 学級・ 性別
(氏名) 児童名 (以下Dとする)

(学校名) 多賀城市立 小学校名 小学校
(学年・学級・性別) 第2学年・ 学級・ 性別
(氏名) 児童名 (以下Eとする)

(3) 経過の概要

- ① 1月14日(火)、保護者より欠席連絡フォームに「他クラスの子からいじめを受けているので行きたくない」と連絡があった。担任が家庭に電話にて確認したところ、男児2名(B、C)の名前を挙げ、「叩かれたり馬鹿にされたりしている」「小学
校名小へ転校を考えている」とのことだった。
- ② 1月15日(水)、関係児童2名(B、C)に聴き取りを行い、担任から電話連絡し、聴き取った内容を対象児童家庭に伝えた。また、遅刻しての登校や一旦保健室へ入ること等を提案した。
- ③ 1月22日(水)、A宅に教頭と担任が家庭訪問を行い、母親、父親、Aの3人と会う。Aから詳細を具体的に聞くと新たに2名の名前(D、E)を挙げ、「ジャングルジムで突然いじめてきた。蹴ったり、叩いたりしてきた。自分も仕返しした。」とのことだった。時期については「9月下旬頃」「10月か11月上旬くらい」と記憶は曖昧であった。
- ④ 1月23日(木)、関係児童4名(B、C、D、E)に聴き取りを行ったが、Aから聴

いていた内容との相違があった。

- ⑤ 1月28日（火）、A宅に教頭と担任が家庭訪問をし、Aと母親、祖母に会う。B、C、D、Eから聴き取った内容をAと母親に伝えた上で、Aと関係児童（B、C、D、E）から聴き取った内容に相違があるため、双方直接会って状況のすり合わせを行うことを提案した。また、関係児童が謝罪の意思があることも併せて伝えた。しかし、Aの母親からは、「登校できる状況ではない」との回答であった。学校はAの家庭の意向に寄り添い、「Aの気持ちが回復することを一番に願っている。気持ちが回復し、元気に登校する日を待っている。」と伝えた。
- ⑥ 2月4日（火）、Aの母親から、「たがじょう心のケアハウスに通わせたい。」「年度の切り替わりを機に転校させたい。」との申し出があった。
- ⑦ 2月6日（木）、本事案について、学校は市教委に「児童生徒状況一覧」（欠席状況等報告）において、いじめとして数字を計上し、いじめの概要と学校の対応を記載して報告した。
- ⑧ 2月18日（火）、本事案について、学校は市教委定期訪問において、専門指導員に児童生徒状況一覧をもとに、これまでの経緯を口頭で説明した。
- ⑨ 3月7日（金）、市教委は、本事案をいじめ重大事態と認知し、調査主体を学校とすることを市長に報告した。
- ⑩ 3月10日（月）、転出手続きのために母親が来校した。
- ⑪ 3月12日（水）、本事案について、調査を開始した。
- ⑫ ①から⑪の間、学校からは週1～2回定期的に架電し、Aの様子を確認するとともに、オンラインで課題を出すなど、学習の保障を継続してきた。心のケアハウスへは毎日元気に通所することができた。学校は「B、C、D、EがAに対して謝罪をしたいので、話合いを持ちたい。」ということ伝えてきたが、その場を持つには至らず、対象児童の欠席は続いた。
- ⑬ 3月14日（金）、児童同士の話合いや謝罪の場を持てない状況が続いたため、B、C、D、Eの4名の保護者へ教頭が電話連絡し、これまでの経緯を説明し各家庭から理解をいただいた。
- ⑭ 3月17日（月）、Aの母親が指定学校変更手続きのため、多賀城市教育委員会に来庁し、市教委（指導主事）からいじめ重大事態として調査を進めていくことを説明し、今後これまでの経緯をきちんと整理していくことを伝えた。また、B、C、D、Eが当該事案について故意ではなかったこと、謝罪をしたいという意思を示していることも伝えた。Aの母親としては、「今後同様のことがなければよい」との返答だったため、話合いの場を持てるかどうかについて改めて打診をした。
- ⑮ 3月18日（火）、学校は市教委（指導主事）から、Aの保護者が話合いの場を

持つことに了承したという連絡を受けた。学校は関係児童（B、C、D、E）の保護者へ連絡し、日程の調整を行った。

- ⑯ 3月21日（金）、13時10分から、市教委立ち会いの下、話し合いを行った。AとB、C、D、Eの全員が揃い、教頭、学年主任、担任が同席した。主に担任が進行して事実確認を行い、状況に応じて教頭が内容を整理した。
- ⑰ 3月21日（金）、話し合いの結果を、Aを迎えに来た母親に教頭と担任から直接伝えた。互いの話をすり合わせ、事実を整理し、謝罪し互いに納得したこと、進級に向け前向きな話で締めくくったことを伝えた。また、この話し合いの場の様子と、子供たちの間で互いに謝罪をし、納得したことをAの母親に伝えた。同じ内容をB、C、D、Eの各家庭にも教頭から電話で伝えた。
- ⑱ 令和7年3月末現在、出席簿上の欠席日数60日。指導要録上は「たがじょう子どもの心のケアハウス」通所43日を出席扱いとし、欠席17日となった。

（4）対象児童の訴え（1月14日、1月22日の聴き取りから）

- ① Bから、馬鹿にされたたり、叩かれたりした。（11月頃）
- ② Cから、叩かれたり、蹴られたり、悪口を言われたりした。（11月頃）
- ③ DとEから、ジャングルジムで突然蹴られたり、叩かれたりした。（9月下旬頃）

（5）聴取内容（関係児童やその保護者から）

- ① Bは、Aの名前は初耳であり、馬鹿にしたり、叩いたりした覚えはない。しかし、Aであるかは分からないが2年生の子にトイレでぶつかったという記憶はある。Cからは、BのまねをしてAにぶつかったという証言があり、無意識ではあるが体をぶつけるという行為をAにしている可能性は否定できない。このことは、B自身も認識をしており、もしこの自分の行為でAが嫌な思いをしているのであれば、謝りたいという気持ちを示している。
- ② Cは、廊下で服の袖を振り回していたとき、Aに袖が当たったことを記憶している。また、トイレで、BがAにぶつかったのを見て、まねをしてぶつかったとも証言している。Cは、Aに対して謝りたいという気持ちを示している。ただし、蹴ったり悪口を言ったりしたという記憶はない。
- ③ DとEは、ジャングルジムで実際に体の接触はあったと記憶している、しかし、意図的ではないと証言している。ただし、このことで、Aが嫌な思いをしているのであれば謝りたいという気持ちを示している。

（6）調査の結果

いずれの事案についても、関係児童への聴き取った時期が事案発生日から経過し、周囲で見ていた児童もいなかったため、正確な時期や行為の内容の確定までには至らなかった。しかし、Aの訴えと関係児童の証言から、BやCがトイレでAにぶつかったこと、Cが自分の服の袖がAに当たったこと、またDとEがジャングルジムでAに突然ぶつかったことの3つ行為は、おおよそ事実であったと考えられる。また、こうした行為が、突然、不意を打つような形であったために、対象児童にとって心理的苦痛を与えたものと考えられる。

(7) 関係児童への学校の指導内容

Bは日頃から周囲との接触が多く、今回も無意識に取った行動によりAに接触したという可能性は否定できない。こうした不注意な行動で人を深く傷付けることがあるということを認識させた。今後は周囲の状況をよく見ること、落ち着いて行動すること、相手の心情を考え、人を傷付ける行為につながらないよう指導した。

CはBのまねをしてAにぶつかったもので、軽率な行動であると言える。こうした行為が結果的に人を傷付けることがあることを深く認識させた。相手の心情を考え、人を傷付ける行為につながらないよう指導した。

DとEはジャングルジムで、競争する遊びの急いでいる中で、足がAに接触したものである。今後は周囲の状況をよく見て安全に留意して遊ぶこと、故意でなくとも接触した際にすぐに謝罪すること、みんなで仲良く遊具を使用することを指導した。Aはずっと悲しく嫌な思いをしていたことに触れ、すぐに謝罪していれば相手に嫌な思いをさせることはなかったという点についても指導した。

いずれの事案も、状況を整理すると、故意である行為は一部認められるものの、強い悪意を持った行為とまでは言えない。しかしながら、背後から突然、あるいは不意に等の状況下では、「叩かれた」、「蹴られた」と感じるのだという点について指導し、今後の行動において留意するよう指導した。

(8) 学校対応の検証

学校は、保護者から欠席連絡フォームによるいじめの第一報を受け、直ちに関係児童への聴き取りを行うなど、初動は迅速であった。しかし、学校に常設の「いじめ問題対策委員会」において、組織で事実確認や学校の対応を定めるところが、不十分であった。本事案においては、学校の重大事態に対する理解不足があったため、1月14日の保護者からのいじめの訴えがあったにもかかわらず、市教委への文書での報告が2月6日、市教委の定期訪問での報告が2月18日、そして、いじめ重大事態としての認知が3月7日であり、判断、報告及び対応が遅れた。

A 本人への聴取については、1月22日、1月28日の2度、A 宅へ家庭訪問に行った。その際、関係児童からの聴き取り結果を伝え、対象児童に謝罪をしたいという意思を示していることも伝えている。しかし、「いじめ問題対策委員会」として調査開始後も A の欠席は続き、事実の照らし合わせが十分にできていなかった。A の登校が難しい状況下では、謝罪の場の設定ができなかった。これは、A の心身への配慮を優先してのことで、その判断は適切と言える。しかしながら、両者が直接顔を合わせることはできないのであれば、それに代わる方法でできる限り事実のすり合わせを行うべきであったと言える。

(9) 確認できた事実と重大事態との関連性

A の欠席日数は令和6年4月から12月まで15日間、1月が14日、2月が18日、3月が13日である。

このことから、A はいじめを受けたことにより心理的な影響を受け、その後、欠席が続くようになった。関係児童への聴き取りや本人の様子等を総合的に判断した結果、いじめと欠席との間に一定の因果関係があると考えられる。

第3 今後の対象児童及び関係児童への支援方策等

1 対象児童への支援

A に対しては、訴えがあった当初から学校から改善策を示し、安心して登校できる状況を整えて登校を待つ旨を伝えたが、登校に至らなかった。再びいじめられるかもしれないという不安を払拭できず、学校で先生に守られているという安心感が損なわれている状況だったと推察する。A の保護者も同様に、いじめへの不安を払拭できず、学校に安心して登校させることが難しかったと推察される。

登校不安の払拭や、学校への信頼回復には、A 及びその保護者の苦痛を受け止め、組織としての迅速な調査と、調査結果の丁寧な説明が必要だったと考える。同様の事案が発生した際には、児童と保護者の思いや願いに寄り添いながら、市教委と連携して然るべき対応をしていくことが強く望まれる。また、後述する関係児童への指導内容は A 及びその保護者に既に伝えてはいるが、今後同様のいじめが繰り返されないように学校がとった措置についても十分に説明することが必要である。

2 関係児童への指導

今回の事案はいずれも、対象児童と関係児童の認識に隔たりがあった。だからこそ、まずは関係児童 B、C、D、E がいずれも自分のとった行動を正直に話し、A に与えた影響をどう感じたかを否定せずに受け止めることが重要と考えた。そこで B、C、D、

E にはそれぞれ個別で聴取・指導を行った。故意ではなかったということを受け止め、その上で、A がどう感じたのかを伝えた。B、C、D、E は自分の行動が A に苦痛を与えてしまったことを知り、反省し、素直に謝りたいという気持ちを抱いた。3月21日の市教委立ち会いの下で A と B、C、D、E の全員が揃い行われた話し合いでは、各々が自分の言葉で A に対して謝罪の言葉を述べた。

いじめが起きてしまった際には、関係児童が事実と向き合い、対象児童の苦痛を知ることが重要である。対象児童の身になってよく考えさせ、その不安や悲しみ、苦痛を思いやることができるように支援していく。いじめは決して許されないことであり、軽率な行為が相手に与える影響力の大きさを理解させる必要がある。自分の行動を振り返り、何がいけなかったのか、どうすればよかったのか、自身で考え整理することで今後につなげ、今後も支援していく。このことは、関係児童が前に進み成長するために、重要であると考えられる。

第4 再発防止のための対策

1 いじめ対応の確認と理解

本事案におけるいじめ対応には、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針、いじめ重大事態に関するガイドラインの理解が不十分であると思われる点があった。改めて、いじめ対応を確認し、理解を深める必要がある。

特に、重大事態の認定や報告、対応の遅れがあったことを踏まえると、どのような場合に重大事態に該当するのかなどの理解と重大事態発生時の対応方法についても、改めて確認する。その上で、いざ事案が発生したときに適切に対処できるよう、学校は、重大事態に関する学校の基本方針や対処方針について見直す。

2 組織対応の徹底・強化

いじめ防止等対策委員会の意義や役割を再確認し、教職員間で共通にする必要がある。

学校はいじめが疑われる事案が発生した際には、速やかにいじめ問題対策委員会を招集し、事実関係の調査対応や、指導の方針等について検討し、組織で対応する。教職員は、学年主任やいじめ対策担当職員、生徒指導主任、管理職等にそのときの状況や実態に合わせて報告をする。その後の聴き取りの方針、保護者連絡等について検討し、組織として対応する。聴取後は、聴取結果の照らし合わせを行い、速やかに事実を確定し、学校としての方針を決定する。

これらの対応を通じて、常に児童の気持ちに寄り添うことを心掛け、児童の最善の利益のために学校が主体となって対応する。また、保護者とも速やかに情報を共有し、意向を確認しながら丁寧に対応する。

3 いじめ未然防止のための取組

全職員が一丸となって、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。いじめ予防のための指導、教育を、発達の段階に応じて行う。特別の教科道徳における指導や学級活動、あらゆる教育活動を通して、互いを認め合い、励まし合う心、思いやりの心を育み、どの児童も安心して学校生活を送ることができるよう、学校全体の心理的安全性を高めていく。

また、定期的なアンケートの実施と丁寧な聴き取りを行うことでいじめの早期発見に努める。日頃から児童とのコミュニケーションを大切にし、児童がすぐ相談できる雰囲気づくりに努める。さらに、アンテナを高く保ち、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って対処する姿勢を学校全体で共有し、組織対応していく。

さらに、いじめ対応においては、保護者の理解と協力が不可欠である。そのため日頃から保護者との信頼関係構築に努め、いじめ発生の際には聴き取りの方法や指導内容について保護者と速やかに情報を共有し、理解と協力を得ながら対応していく。

第5 まとめ

本校いじめ問題調査委員会は、いじめを訴え、欠席が続くこととなった当該児童の状況について、いじめの事実関係を整理し、今後の再発防止を目的として本報告書をまとめた。

学校は、児童が安心して学習し、人との関わりを通して学び、成長できる場でなければならない。児童がいじめを受けたときには、適切かつ迅速に対処する責務があり、このことを改めて強く認識する必要がある。そのため、本事案について調査する過程で明らかになった問題点を踏まえ、報告書にまとめた再発防止策を、全教職員一丸となって確実に実施しなければならない。